

●日本組織培養学会功労賞選考規定（平成29年4月1日改正）

第1条 名称：日本組織培養学会功労賞と称する。

第2条 目的：本学会の活動，運営，または名誉の向上に対して特段の功績があった会員を顕彰し、その功績を称える。

第3条 選考：本学会の活動，運営，または名誉の向上に対して特段の功績があった会員より，会長および幹事のうち2名以上の推薦を受けて，幹事会の審議を経て決定する。

第4条 表彰：受賞者は本学会の総会時に会長が公表する。賞状ならびに副賞を贈呈する。

第5条 改訂：幹事会で行う。

附則：本選考規定は平成29(2017)年4月1日から実施する。